

令和 7 年度沖縄県 N P O 等支援個別相談事業委託業務 企画提案募集要項

1 趣旨及び目的

既存の仕組み・サービスでは対応できない地域社会における新しい諸課題解決に、自発的に取り組む N P O 法人等非営利活動団体を支援するため、沖縄県では、その活動・運営・情報公開等の基盤強化のための、個別相談会の企画及び運営等に係る業務を委託事業として実施します。

2 募集の概要

上記 1 の趣旨及び目的に基づき、N P O 法人等非営利団体の活動基盤強化を目的とした個別相談会の実施及び運営にあたっては、企画提案方式により募集し、独自のコーディネート力を活用した効果的な相談会等の実施が期待できる団体を委託候補先として選定します。

3 業務概要

N P O 法人等非営利団体の活動基盤強化を目的とした個別相談会は、N P O 法人会計基準、税務、N P O 法人運営に伴う登記手続き、事業報告書作成、労務管理などの分野で、N P O 法人等非営利団体が、税理士や社会保険労務士等の専門家に、個別に相談する相談会を想定しています。

詳細は「令和 7 年度沖縄県 N P O 等支援個別相談事業委託業務仕様書」を参照してください。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 26 日までとします。

5 事業予算上限額

1,127 千円以内（消費税込み）（※）

原則として、契約前までに、契約額の 100 分の 10 を乗じて得た契約保証金の納付を必要とします。ただし、契約保証金が免除となる場合があります。

※ 事業予算上限額は、企画提案公募のため提示する金額であり、実際の契約額ではありません。

6 対象とする経費の範囲

事業実施にあたって対象とする経費は、提案する事業を実施するために必要な次の経費とします。

事業に必要な人件費、諸謝金（専門家等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、募集広告費、旅費・交通費、計画策定費、再委託費等。

※ 設備備品等の取得に係る経費は、原則として対象となりません。

※ 食糧費は、原則として対象となりません。

7 企画提案者の参加資格

原則として、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること。複数の事業者で事業共同体を構成し事業を実施する場合には、沖縄県内に事務所を有する法人又は団体が1人以上参加していること。
- (2) NPO法人等非営利団体の活動に関する支援を行うためのノウハウを有していること。
- (3) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当していないこと。

※参考：地方自治法施行令 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 県税、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 定款又は規約等を有し、それに従って組織運営が行われ、団体として独立した経理を行っていること。

- (10) すべての役員が精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではないこと。
- (11) すべての役員が破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (12) 事業共同体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 事業共同体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 事業共同体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ すべての構成員が上記の参加資格（４）から（８）を満たし、いずれかの構成員により（２）から（３）の要件を満たしていること。
 - エ 事業共同体の構成員は、他の共同事業体の構成員として、または単独で本件に応募していないこと。
- (13) 守秘義務を遵守できること。
- (14) 契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守できること。
- (15) 個人情報の保護に関する法律第８章罰則のうち、特に第 176 条、第 180 条及び第 183 条の罰則の規定に該当することがないよう法を遵守できること。

8 質問の受付・回答書の公表

質問は、「質問票（様式第 1 号）」により、以下のとおり受け付けます。

質問受付 「募集要項」公表 ～ 令和 7 年 7 月 18 日（金）12 時（必着）

提出先 沖縄県生活福祉部生活安全安心課（沖縄県 NPO プラザ）

E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「質問票（様式第 1 号）」に記入の上、メールで提出してください。

回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、沖縄県の HP 上に掲載します。

9 企画提案書等の提出

（１）提出書類

次の書類を 5 部（正本 1 部、副本 4 部）提出してください。

- ①「沖縄県 NPO 等支援個別相談事業委託業務」企画提案書（様式第 2 号）
- ② 事業概要書（様式第 3 号）
- ③ 事業予算書（様式第 4 号）
- ④ 実施体制概要書（様式第 5 号）
- ⑤ 定款、規約またはこれに相当する文書

- ⑥ 直近の事業報告書及び収支内容がわかる書類
- ⑦ 事業共同体協定書（様式第6号）※該当する場合に提出
- ⑧ 誓約書（様式第7号）
- ⑨ 個人情報の管理体制等報告書（別記_様式1）

(2) 提出の方法

持参または「簡易書留」で郵送すること。

(3) 提出の期限

提出期限： 令和7年7月28日（月）午後5時（必着）

なお、持参の場合は、受付時間は午前9時から午後5時までとします。（閉庁日を除く）

(4) 提出先： 沖縄県生活福祉部生活安全安心課（沖縄県NPOプラザ）

(5) 提出された書類については、返却しません。

(6) 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。

(7) 言語及び通貨：使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

10 審査・選定方法

(1) 審査方法

沖縄県に設置する企画提案審査会において、提出された企画提案書一式について総合的に審査し、最も優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。

なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には「該当なし」とする。

※企画提案審査会では、応募者によるプレゼンテーションは実施せず、書面審査のみで審査を行う。

※審査内容に係る質問や異義申立ては一切受け付けない。

(2) 質問について

企画提案審査会は、提出された企画提案書一式の内容について、当該応募者へ質問を行うことができ、質問を受けた場合は、当審査会が示す回答期限までに回答することとする。

なお、質問及び回答は別途定める様式を用いEメールにより行うこととする。

(3) 審査基準

選考にあたっては、提出書類を基に、次の項目により総合的に審査します。

項目	評価項目	評価点
1	事業目的及び趣旨の理解 (事業目的等を理解した提案になっているか)	10

2	事業の効果 (提案事業は、NPO等の基盤強化が期待できる内容か)	30
3	実現可能性(事業計画、目標、人員等が妥当であるか)	25
4	専門性(応募者は豊富な事業実績を有し、提案事業を適切かつ 確実に実施できるスタッフ、業務体制を有しているか)	25
5	予算(事業経費は適切に見積もられているか)	10

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、委託候補者として選定された者と事業内容及び委託金額について双方協議の上、契約を締結する。なお、事業実施にあたっては、選定された企画提案書の内容を協議、調整の上、変更する場合がある。
- (2) 選定した委託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者を繰り上げて契約交渉を行う。
- (3) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

【参考】沖縄県財務規則第101条(抜粋)

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 略
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) ～ (14) 略

12 委託業者決定までのスケジュール

公募期間：公告の日～令和7年7月28日(月)17時

質問期間：公告の日～令和7年7月18日(金)12時受付分まで

企画提案書提出期限：令和7年7月28日(月)17時必着

審査(選定)結果通知：令和7年8月中旬(予定)

契約締結：令和7年8月下旬(予定)

13 その他

- (1) 応募から契約までにかかる諸経費については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 当該業務について、県の了解なしに他者に全部又は一部を再委託することはできない。
再委託を行う場合は、仕様書等を確認し、「再委託承認申請書」を提出し、県の承認を受けること。
- (4) 委託業務の完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額する場合がある。
- (5) 当該業務の遂行にあたっては、各種法令等を遵守するものとする。
- (6) 検討すべき事案が生じた場合は、県と受託者で別途協議するものとする。

14 問い合わせ先

沖縄県 生活福祉部 生活安全安心課

令和7年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務 公募担当（桃原）

住所： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 （県庁3階）

電話： 098-866-2187

FAX： 098-866-2789

E-mail： npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp（沖縄県NPOプラザ）